

令和 4 年 10 月  
令和 4 年 第 6 回 栃木 市議会 臨時会  
議案書 及び 議案説明書

栃木市

番号	件名	
報告第12号	専決処分事項の報告について（損害賠償の額の決定）	1
議案第113号	令和4年度栃木市一般会計補正予算（第6号）	別冊

報告第12号

専決処分事項の報告について（損害賠償の額の決定）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告する。

令和4年10月20日提出

栃木市長 大川秀子

専決第 8号 損害賠償の額の決定に関する専決処分

専決第 9号 損害賠償の額の決定に関する専決処分

専決第10号 損害賠償の額の決定に関する専決処分

専決第11号 損害賠償の額の決定に関する専決処分

損害賠償の額の決定に関する専決処分書

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分する。

令和4年8月31日

栃木市長 大川秀子

令和4年5月30日、栃木市岩舟町下津原地内において発生した公用車による物損事故について、市の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定する。

1 賠償の相手方

株式会社ベルホール小林

2 損害賠償の額

987, 800円

3 賠償の条件

市から賠償金を相手方に支払い、今後この事件に関し、双方異議、請求の申立てをしない。

損害賠償の額の決定に関する専決処分書

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分する。

令和4年9月5日

栃木市長 大川秀子

令和4年5月17日、栃木市今泉町二丁目地内において発生した公用車による物損事故について、市の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定する。

1 賠償の相手方

有限会社ガーデンシティクリエート

2 損害賠償の額

30,800円

3 賠償の条件

市から賠償金を相手方に支払い、今後この事件に関し、双方異議、請求の申立てをしない。

損害賠償の額の決定に関する専決処分書

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分する。

令和4年9月14日

栃木市長 大川秀子

令和4年7月5日、栃木市梓町地内（とちぎクリーンプラザ）において発生した公用車による物損事故について、市の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定する。

1 賠償の相手方

神奈川県横浜市港南区内居住者

2 損害賠償の額

289, 175円

3 賠償の条件

市から賠償金を相手方に支払い、今後この事件に関し、双方異議、請求の申立てをしない。

専決第11号

損害賠償の額の決定に関する専決処分書

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分する。

令和4年10月4日

栃木市長 大川秀子

令和4年8月12日、栃木市岩舟町静地内において発生した道路管理の瑕疵による物損事故について、市の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定する。

1 賠償の相手方

栃木市平柳町3丁目地内居住者

2 損害賠償の額

180,000円

3 賠償の条件

市から賠償金を相手方に支払い、今後この事件に関し、双方異議、請求の申立てをしない。

専決処分事項の報告について（損害賠償の額の決定）

報告理由

損害賠償の額の決定について専決処分したので、議会に報告するもの。

[参照条文]

地方自治法抜粋

(議会の委任による専決処分)

第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

2 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

市長の専決処分事項の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次の事項については、これを市長において専決処分することができるものとする

記

1 1件100万円以下の法律上の義務に属する損害賠償の額を定めること。

2 以下略

専決第8号

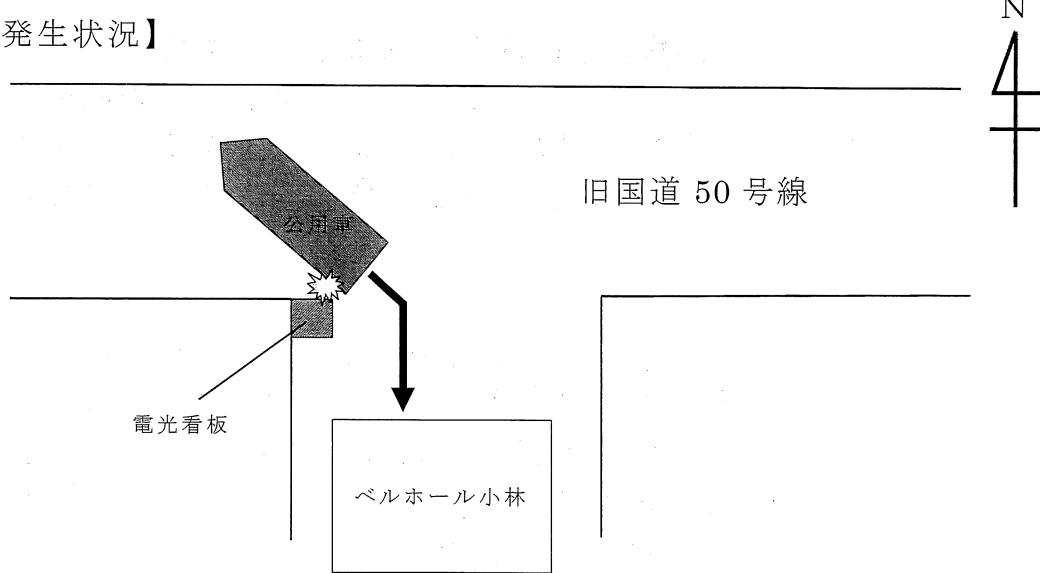
【事故発生場所】



※上記の地図は、国土地理院ウェブサイト

(<https://maps.gsi.go.jp/#17/36.312320/139.657581&base=std&ls=std&disp=1&vs=c0j0h0k0l0u0t0z0r0s0m0f0>)を加工して作成したもの。

【事故発生状況】



令和4年5月30日13時10分ごろ、ベルホール小林へ迎えの斎場バスを付ける際、バックで左折し、後方確認を見誤り（右側が狭いと思い込み）左側にある電光看板を巻き込んで破損させた。

専決第9号

【事故発生場所】



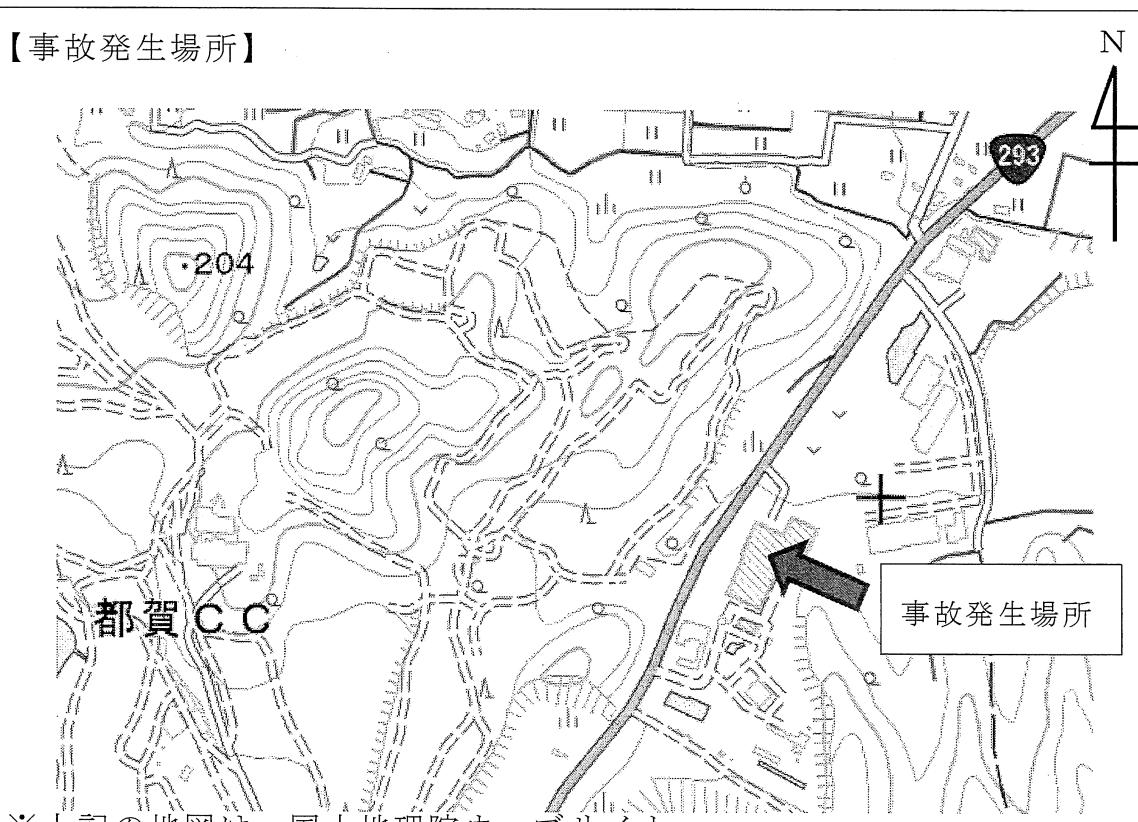
※上記の地図は、国土地理院ウェブサイト  
(<https://maps.gsi.go.jp/#17/36.382510/139.744538&base=std&ls=std&disp=1&vs=c1g1j0h0k0l0u0t0z0r0s0m0f1>)を加工して作成したもの。

【事故発生状況】



いまいづみ保育園北側民間の駐車場から左折にて道路に出る際、左側の確認を良く行わずに左にハンドルを切りすぎてしまい、ガードレールと公用車の左後方を接触させてしまった。車両を安全な場所に停車させ、接触した箇所を確認したところ、車両の左後方の損傷があった。

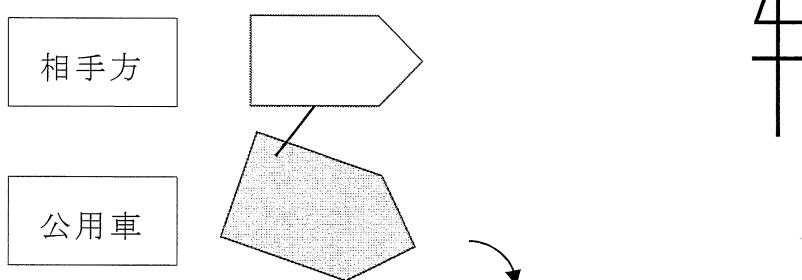
専決第10号



※上記の地図は、国土地理院ウェブサイト

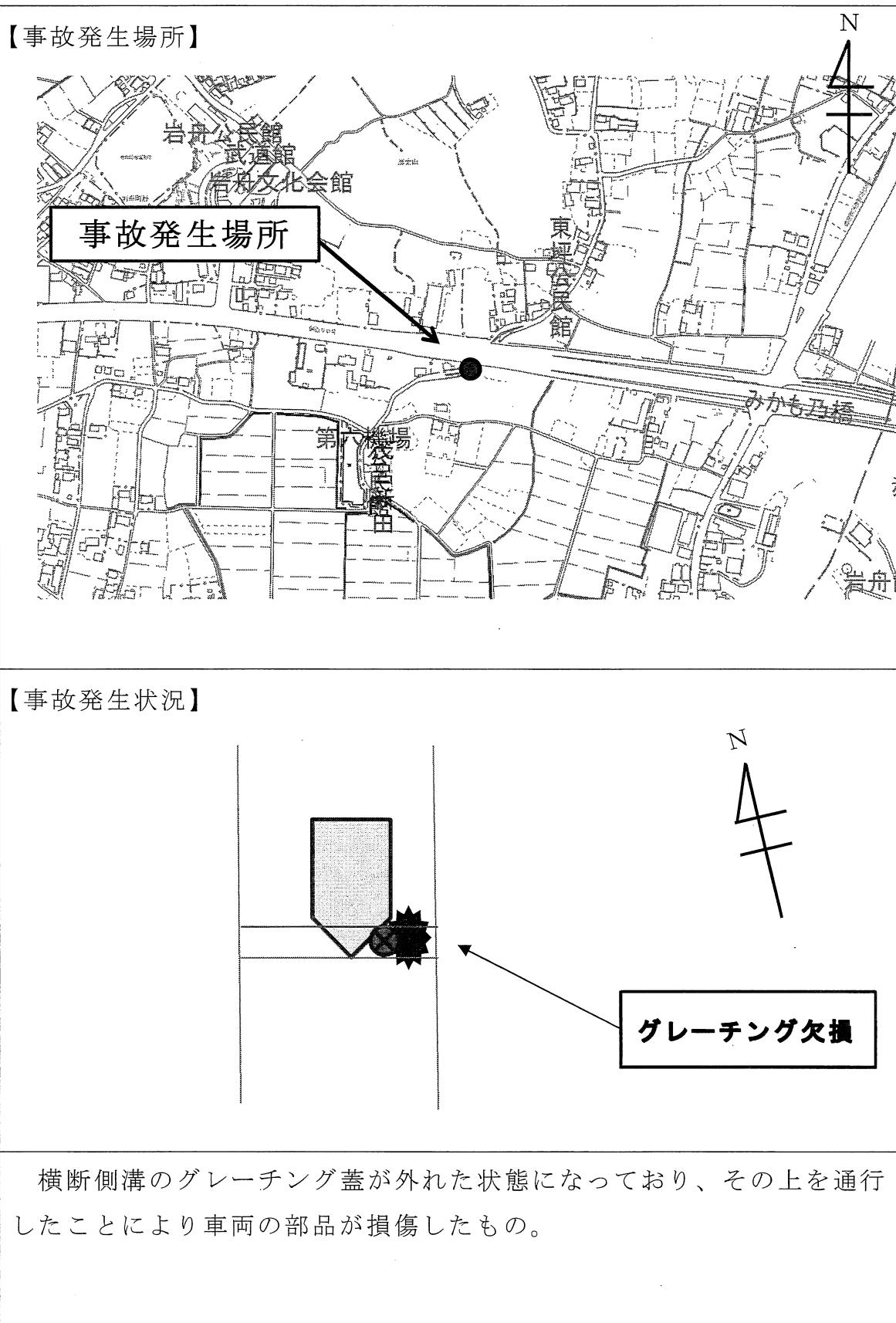
(<https://maps.gsi.go.jp/#17/36.312320/139.657581&base=std&ls=std&disp=1&vs=c0j0h0k0l0u0t0z0r0s0m0f0>)を加工して作成したものの。

【事故発生状況】



前進右折しようとしたところ、左側に停車していた車両の右側後部ドアが開いていることに気づかず、接触、損傷させた。

専決第11号





## 栃木市民憲章

栃木市は、豊かな自然に恵まれ、栃木県名発祥の地として、歴史と文化が息づくまちです。

わたしたちは、この美しいふるさとに誇りと愛着をもち、誰もが住みよい平和で豊かな未来をつくるため、この憲章を定め行動します。

- 1 笑顔でありきつを交わし、相手を思いやります
- 1 自然と伝統を大切にし、美しい環境をつくります
- 1 交通安全や防災を心がけ、互いに助け合います
- 1 健やかなからだをつくり、生きがいをもって働きます
- 1 広い視野で多くを学び、まちづくりに参加します

令和2年10月10日

栃木県栃木市

